

法務省提出資料

2014年11月18日

外国人富裕層の長期滞在を可能とするための制度案

日本再興戦略改訂2014(抄)

海外富裕層を対象とした長期滞在を可能とする制度について、観光目的による滞在期間を最長1年とする方向で、制度案について関係省庁間で協議を進め、本年夏までに成案を得た後、必要な措置を講じ、来年度からの実施を目指す。

現行

観光目的の場合、「短期滞在」の在留資格により最長「90日」の在留を認めている。

新たに導入する制度案の概要

要件(対象者)

- ・査証免除措置を行っている国・地域
- ・3,000万円以上の預貯金
- ・民間医療保険への加入 等

在留資格・在留期間

- ・在留資格:「特定活動」
- ・在留期間:「6月」(1回更新可能)

その他

- ・配偶者の同伴可能

入国までのイメージ



制度の目的

海外富裕層の観光目的による我が国への長期滞在需要を取り込むことにより、地域経済の活性化などにつなげていく。